事　務　連　絡
令和２年４月２２日

放課後児童クラブ運営者　様

前橋市子育て施設課

放課後児童クラブの利用料の取扱いについて（通知）

令和２年４月１７日付市長通知により、４月２１日から５月６日までの間、緊急事態宣言発令に伴う放課後児童クラブの利用制限を実施しているところです。運営者の皆様には、利用者からの問い合わせや貴団体の運営面におきまして、多大なご不安やご負担をおかけしており、日頃の対応に感謝申し上げます。

市長通知中で検討するとされている「利用料の全部又は一部返還」について、４月分は、下記のとおり取り扱ってください。５月以降分は、開所に関する方針が決まり次第連絡します。

なお、今回の返還により減収した分の補填については、国庫補助の動向に照らし迅速な検討をしてまいりますので、方針が決まり次第連絡します。

記

１　利用料の返還の対象

(1) 対象となる利用料

令和２年４月分の利用料（運営費及びおやつ代）

(2) 対象者

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、４月中放課後児童クラブの利用を自粛し、又は利用を制限された児童の保護者

２　返還額（目安）

(1) ４月中における利用が一回もないとき　全額

(2) ４月中における利用日数が開所日数の半数未満であるとき　半額程度

(3) ４月中における利用日数が開所日数の半数以上であるとき　返還対象外

※一世帯で複数の児童を受け入れている場合は、各児童ごとに返還対象としてください。

※具体的な返還額は、運営規程等に基づき算出し、また、返還方法については、各団体に一任します。

３　利用者への周知

利用料の全部又は一部を返還することについて、各利用者への周知をお願いいたします。参考として例を示しますが、具体的な返還の額及び返還方法等は、１及び２の内容を基に、貴団体の作成されたものを使用していただいて構いません。

４　既に対応済みの場合

利用料の取扱いについては、①一回も利用していない場合にのみ全額免除する、②月額を開所日数等で除して日額換算した上で、利用していない分を免除する等の様々な方法があり、４月分の利用料について既に対応済みの団体もあると想定されます。既に対応済みの団体におかれては、次のとおり対応願います。

(1) 月に一回も利用していない場合における全額免除のみを行っている場合
　２(2)の半額程度の返還の追加実施を検討してください。

(2) 月に一回も利用していない場合の全額免除だけでなく、利用日数に応じた何らかの減免、返還等の措置をとられている場合
　本事務連絡を受けて特段の対応は、不要とします。

＜問い合わせ先＞
施設指導係　内田　横山
TEL　027-220-5706